

庁議付議事案書

開催・令和3年3月30日

所管部課	市民部 地域振興課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市男女共同参画苦情等処理委員設置要綱の一部を改正する 要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係 規則	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例 東大和市男女共同参画苦情等処理規則			
事項 機関				
1. 要旨	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例及び東大和市男女共同参画苦情等処理規則の一部改正に伴い、苦情等に関する文言の修正をするものである。			
(1) 主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> 本要綱の題名を「東大和市男女共同参画苦情等処理委員設置要綱」から「東大和市男女共同参画苦情処理委員設置要綱」に改める。 第1条から第7条において、見出し及び条文中の「苦情等処理委員」を「苦情処理委員」に改める。 第5条及び第6条の相談に関する規定は削除する。 			
(2) 施行日	令和3年7月1日			
(3) 影響及び効果	条例及び規則の改正に則して要綱の一部を改正することで、適切な事業の運用を図ることができる。			
2. 経過(現時点に至るまでの経過)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月 第1回市議会定例会において、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部を改正する条例について可決。 令和3年3月24日(水)…市長決裁済(規則改正) 			
3. 留意事項(問題点等)				
4. 主管部処理案(検討結果等)	庁議への報告後、速やかに改正手続きを進めたい。			
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。